

## ともいきメタバース研究会設置要綱

## (設置)

第1条 神奈川県における共生社会の実現を目指し、メタバースを活用した課題解決のための具体的施策等を議論・研究することを目的として、「ともいきメタバース研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について議論及び研究を行う。

- (1) 障がいやひきこもりなど、支援を必要とする方に対するメタバースの利活用に関連する事項
- (2) メタバースの活用のための環境整備等に関連する事項
- (3) 前2項に掲げるもののほか、研究会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 研究会は、第1条の目的を達成するため、当事者(障がい、ひきこもり等)、学識経験者、行政等をもって組織する。

2 委員は、神奈川県知事が選任する。

## (会長)

第4条 研究会は会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、前条に定める委員のほか、第2条の所掌事項について議論及び研究をするため必要と思われる者に研究会への出席を求めることができる。

## (庶務)

第5条 研究会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室、青少年課、総務局デジタル戦略本部室が行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。